

平成22年8月2日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月23日から平成22年7月29日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/08/02)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年7月23日～7月29日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	7	0	0	7
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	93	0	0	0	93
社会・援護局	1	0	0	0	0	1
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	7	0	0	0	7
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	1	100	7	0	0	108

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	7
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	101

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	総務課総務係(内線2517) 指導課総務係(内線2549)

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	0件	7件	0件	0件	7件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	7件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、国の主要施策である「地域医療の再生」等を実効あるものとし、地域が必要とする医師等の養成に向け、抜本的な解決策を講ずること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
2	自治体病院をはじめ公的病院の運営に対し、地域の実情に応じた医療が確保されるよう、十分な財源措置を講ずること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
3	看護師、助産師等の不足している地域に対する具体的な地域偏在是正案を講ずること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
4	老朽化及び狭隘化している基幹病院等の改築及び機能充実に向け、必要な財政支援等の措置を講ずること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
5	訪問看護ステーションが積極的に重度障がい児等の在宅医療分野に参入していけるよう、当該分野における訪問看護師への研修を促進するなどの施策を講ずること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・地方受付分)

部局(課室)名	職業安定局(中央職業安定監察官室)
照会先	中央職業安定監察官室 副主任中央職業安定監察官 笠井 勉(内線5838) (直通:03-3502-5352)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	0 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	商店街に立地しているハローワークについては、週末、商店街がイベントを開催する日は開庁してほしい(自治体からのご意見)。	④	貴重なご意見として、組織内で情報共有を図りました。
2			
3			
4			

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	93件	0件	0件	0件	93件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	93件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	・子ども手当の、外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定書類等の照会。		事実や制度を説明
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 増井 英紀(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	生活福祉資金の利用者の増加に伴い窓口を担う社会福祉協議会の人員が大幅に不足している状況を踏まえ、国と地方の連携を強化し、一体となった相談支援体制を構築するため、適切な人員の配置・確保について措置を講じること。 さらに、生活福祉資金貸付制度について、利用増加に対応できるよう、貸付原資等の必要な予算措置を講じること。		実施体制については毎年度、セーフティネット支援対策等事業費補助金において予算措置しているところであり、各自治体の状況を踏まえ引き続き予算措置を講じて参ります。なお、昨年10月からの経済対策による利用者の増加に伴う相談支援体制を充実させるため、相談員等の配置等について緊急雇用創出事業臨時特例基金により対応しているところであり、平成23年度についても継続できるよう検討して参ります。 一方、貸付原資については、毎年度、各都道府県からの国庫補助協議を受け、その資金需要を助案のうえ、資金交付を行っているところであり、平成23年度予算概算要求に向けて検討して参ります。
2			
3			
4			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	藤原朋子(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	7件	0件	0件	0件	7件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	7件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	同一時間帯に、訪問介護と訪問看護を利用することは可能かのご照会をいただきました。		同一時間帯に一つの訪問サービスを利用することを原則とするが、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、複数の訪問サービスを利用することができる旨説明しました。
2	有料老人ホームの入居者に対して管理栄養士等が実施する居宅療養管理指導は、居住系施設入居者等に対して行う場合の単位数を算定するのかのご照会をいただきました。		その通りである旨説明しました。
3	介護保険法第22条第1項に規定する「保険給付を受けた者」とは、被保険者のことを指しているのか。		被保険者のうち、介護給付を受けた者である旨説明しました。
4	介護老人保健施設の入所者が、一週間程度の入院の後、再入所した場合は、短期集中リハビリテーション実施加算を算定できるのか。		算定できない旨説明しました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。